

今号の主な内容	
3面	11月1日に開設する認可保育園・認定こども園の新入園児募集
4・5面	人と動物のより良い関係を目指して
6面	私立幼稚園等の入園料・保育料を補助します
8面	国勢調査にご協力を 9月は自殺対策強化月間

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成27年(2015年)

9・5

第2150号



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

10月から

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) が始まります



マイナンバー
マイキャラ
ちゃん！

10月から住民票を有する全ての方に12桁の個人番号(マイナンバー)を付番し、28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。

マイナンバーを利用することで、各行政機関が保有する個人の情報が「同じ人の情報である」と確認できるようになります。これにより、さまざまな手続きに必要な個人の情報を行政機関の間で照会・提供することが可能となり、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化を図ります。

今回は制度導入の流れを紹介し、2面では、制度に関して皆さんから寄せられた質問と回答のほか、皆さんに知っておいていただきたい注意点を紹介します。

※「広報しんじゅく」毎月15日号で連載している「マイナンバー制度ってなに？」は次号はお休みします。

【問合せ】▶通知カードの送付、個人番号カードの交付について…戸籍住民課調整係(本庁舎1階)☎(5273)4348・☎(3209)1728、▶制度について…企画政策課(本庁舎3階)☎(5273)3894・☎(5272)5500へ。

問合せ

マイナンバー制度に関する疑問などにお答えするため、内閣府がコールセンター、ホームページを開設しています。

●● コールセンター ●●

全国共通ナビダイヤル。通話料がかかります。

日本語対応 ☎0570(20)0178

外国語対応 ☎0570(20)0291

【開設日時】月～金曜日(祝日等を除く)

午前9時30分～午後5時30分

●● ホームページ ●●

内閣官房ホームページ(社会保障・税番号制度)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bango-seido/index.html>

政府広報オンライン(マイナンバー特集ページ)

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

番号制度導入のスケジュール

① 10月から

◆マイナンバーを通知します

12桁の個人番号(マイナンバー)が記載された通知カード(右図)を、住民票を有する全ての方の住所宛てに郵送します。通知カードのほか、個人番号カードの交付申請書、返信用封筒、制度についての説明書も同封します。



★通知カードの受け取りのために

通知カードは10月下旬から12月中までに、簡易書留(転送不要)で郵送します。不在の場合、「郵便物等ご不在連絡票」が投函されますので、ご確認ください。

住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、現在お住まいの区市町村に住所変更の届け出をしてください。

※やむを得ない理由で、住民票の住所で通知カードの受け取りができない方は、お住まいの場所(居所)を9月25日(金)までに住民票のある区市町村に登録していただく、居所で受け取ることができます。詳しくは、戸籍住民課調整係へお問い合わせください。

◆マイナンバーが記載された住民票の写し等が発行できるようになります

10月5日(月)からマイナンバーが記載された住民票の写し等を発行します(手数料300円)。すぐにマイナンバーを確認する必要がある場合は、窓口でお申し出ください。

※自動交付機では、マイナンバーが記載された住民票の写しは発行できません。

② 12月28日

◆住民基本台帳カード(住基カード)の発行が終了します

28年1月から個人番号カードの発行が開始されることに伴い、住基カードの発行・更新は12月28日(月)で終了します。また、住基カードへの電子証明書の発行・更新は、12月22日(火)に終了します。

※現在、住基カードをお持ちの方は、有効期間内は28年1月以降も引き続き利用できます。ただし、個人番号カードの交付を希望する方は、交付時に通知カードと一緒に住基カードを返納していただきます。

③ 28年1月から

◆社会保障・税・災害対策の行政手続きで順次、マイナンバーの利用が始まります

社会保障	税	災害対策
医療保険の手続き、児童手当、その他福祉の給付など	確定申告等、税の手続きなど	被災者台帳の作成や支援金の支給など

◆希望者に個人番号カード(下図)を交付します

個人番号カードは、顔写真付きのICカード(プラスチック製)で、本人確認のための公的な身分証明書として利用できます。また、電子証明書を標準搭載し、e-Taxをはじめとした各種電子申請にも利用できます。※個人番号カードの交付は、左記通知カードの送付時に同封する「個人番号カード交付申請書」で申請してください。申請した方に順次、区役所の窓口で本人確認の上、交付します。なお、交付の際に暗証番号を設定していただきます。



④ 29年1月から

◆マイナポータル(情報提供等記録開示システム)の運営を開始する予定です

マイナポータルでは、マイナンバーを含むご自身の情報のやりとりの記録が自宅のパソコン等から確認できるほか、行政サービスのお知らせ等を受け取ることができます。